

イ 精神科医療施設の精神科救急医療体制における機能

報告書本文	対応状況
<p>○ 再診や比較的軽症の外来患者への対応など、一次的な救急医療について、診療所を含めた地域の精神科医療施設が自ら役割を担うとともに、情報窓口の整備・周知等を図り、夜間休日を含めた精神医療へのアクセスの確保を図るべきである。</p> <p>○ 常時対応型施設については、救命救急センターを参考に、施設の機能評価を行い、機能の向上を図るべきである。そのための指標の作成を進めるべきである。</p> <p>○ 総合病院精神科における精神病床の確保とともに、その機能の充実を図るための方策について検討すべきである。</p>	<p>【法案(国会審議中)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、精神保健福祉法を改正し、精神科救急医療の確保について、夜間又は休日における精神障害者等からの相談対応や、地域の実情に応じた体制整備の確保に関する都道府県への努力義務の創設 <p>【診療報酬】(H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間や休日など24時間態勢での診療所による電話相談対応について、再診料への加算を創設(地域医療貢献加算) ● 病院・診療所の医師の連携による救急外来の評価を見直し(地域連携夜間・休日診療料) ● 重症者・身体合併症患者を対象とした、精神病棟入院基本料13:1の創設、精神科急性期治療病棟入院料の算定要件緩和(いわゆる総合病院での算定を可能とした) <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「精神科救急医療施設の機能評価項目設定および既存施設の機能評価(日本精神科救急学会)」において、最適な評価指標の評価を進めている(H19~21年度) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神科救急医療体制整備事業において、診療所を含め外来診療によって比較的軽症の患者など初期精神科救急患者への対応を行う外来対応施設について体制整備を図るとともに、精神障害者やその家族が活用できるよう医療機関等を通じて周知を図るように実施要綱に明記

ウ 精神保健指定医の確保について	
報告書本文	対応状況
<p>○ 都道府県等が、措置診察等を行う精神保健指定医の確保について積極的に実施している先例を参考に、医療機関及び指定医への協力依頼や、輪番制等の体制整備に努めるよう促すべきである。</p> <p>○ 精神保健指定医について、措置診察等の公務員としての業務に協力すべきことや、都道府県等が精神科救急医療体制の確保に当たり精神保健指定医に対し協力を求めることができることを制度上規定すべきである。</p> <p>○ なお、措置診察に全国一律に輪番制を導入することや、措置診察等の業務への参画を精神保健指定医の資格更新の要件とすることについては、上記の確保策の効果を検証した上で、その適否を含め将来的に検討することが適当である。</p>	<p>【法案(国会審議中)】</p> <p>● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、精神保健福祉法を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医の公務員としての職務の執行について、都道府県知事から求めがあった場合の精神保健指定医の協力義務を創設するとともに、 ・精神科救急医療の確保について、地域の実情に応じた体制整備の確保に関する都道府県の努力義務の創設や、精神科病院等の管理者、精神保健指定医に対する都道府県知事による協力依頼に関する規定を創設
エ 未治療・治療中断者等に対する支援体制の強化について	
<p>○ 未受診者や治療中断者等が強制入院を要する状態に至らないよう、在宅の患者への訪問診療、家族への支援等を行う支援体制を強化すべきである。</p> <p>○ このため、保健所、精神保健福祉センター等の行政機関が機能を一層発揮するほか、重点的・包括的な訪問診療・支援を行う医療機関・訪問看護ステーションとの連携を図り、多職種チームによる危機介入等の支援体制について、モデル的な事業の実施・検証を経て、整備を進めるべきである。</p>	<p>【予算】</p> <p>● 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において、未受診・受療中断等の精神障害者に対し多職種チームの訪問による支援体制の構築を行うための予算を計上(H22年度、再掲)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多職種による重度精神疾患患者への治療介入と生活支援に関する調査研究を実施(H21年度障害者保健福祉推進事業、特定非営利活動法人京都メンタルケア・アクション) ● 市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、それぞれの機能のあり方等に関するアンケート調査を実施(H22.1)

オ 訪問看護等の在宅医療の充実について

報告書本文	対応状況
<p>○ 「地域を拠点とする共生社会」の実現に向けて、精神障害者の地域生活を支える必要な医療を確保する観点から、医療機関が行うものも含め、精神科訪問看護等の在宅医療の充実を図るべきである。</p> <p>○ 具体的には、地域を拠点として普及している訪問看護ステーションの活用を図りながら、精神科訪問看護の一層の普及を進めるべきである。そのため、従事者の研修等を進めるとともに、医療機関において訪問看護が一層活用されるよう周知を図るとともに、訪問看護ステーションとの連携等を促すべきである。</p> <p>○ また、長期入院患者も含めた精神障害者の地域移行を今後一層推進していくことを見据えて、状態が不安定であり、多様な生活支援を要する精神障害者の特性に対応できるよう、訪問診療、訪問看護等の在宅医療の機能の充実を図るべきである。特に、訪問看護については、福祉サービス等の利用との連絡調整や、家族への支援、病状不安定な対象者への訪問が効果的に行われるよう、体制の強化を図るべきである。</p>	<p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神科訪問看護従事者養成研修事業費の計上(H22年度) <p>【診療報酬】(H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 往診料の引上げ(症状が増悪した際の緊急時の対応への評価) ● 訪問看護ステーションにおける複数名訪問の評価の創設 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問看護ステーションと主治医等の他職種との効果的なカンファレンスを行うモデル事業の実施(H21年度障害者保健福祉推進事業、社団法人全国訪問看護事業協会)

カ 精神科デイ・ケア等の重点化等について

報告書本文

対応状況

○ 急性期や回復期に、適切なアセスメントに基づき、認知行動療法、心理教育等を一定期間重点的に行うなど、対象・利用期間・実施内容を明確にして医療としての機能を強化したデイ・ケア等の整備を図るべきである。

○ 現在のデイ・ケア等は、これまでの地域におけるサービスの供給状況の中で、生活支援としても地域移行における一定の機能を果たしてきていると考えられるが、医療資源をより重症な患者に重点的に活用する観点や、利用者のニーズ・目標に応じた多様なサービスを提供する観点からは、対象者・利用目的・実施内容が福祉サービスと重複しているデイ・ケア等については、その利用者の選択の下で障害福祉サービスの利用を促していけるよう、障害福祉サービスの充実等を図っていくべきである。

○ 利用者の地域生活における自立をより促す観点から、デイ・ケア等の、長期にわたる頻回な利用や長時間の利用については、それが漫然としたものにならないように促す方策を検討すべきである。

【診療報酬】(H22.4)

● 地域移行や早期支援を推進するため、発症・退院後早期(1年間)の加算を創設

②障害福祉サービス等の拡充

ア 相談支援・ケアマネジメントについて

(相談支援体制の充実強化)

報告書本文

○ 精神障害者が病院等から地域生活に移行し、安心して地域生活を営んでいけるよう、総合的な相談を行う拠点的な機関の設置など、地域における総合的な相談支援体制を充実すべきである。

○ 精神障害者地域移行支援特別対策事業において行われている、病院からの退院等に向けた地域生活の準備のための同行等の支援に加え、居住サポート事業が担っている民間住宅等への入居時の支援や緊急時に対応できる地域生活における24時間の支援等について、全国のどの地域においても実施されるよう、個々の支援を評価する仕組みに改めるなど、充実を図るべきである。

対応状況

【法案(国会審議中)】

● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、地域における相談体制の強化を図るための中心となる相談支援センターを市町村に設置することを規定

● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、地域移行及び地域定着に関する支援の個別給付化を規定

(自立支援協議会の活性化)

○ 精神障害者に対する相談支援を効果的に実施するためには、地域において精神障害者を支える医療や福祉をはじめとする関係者の有機的な連携を構築することが不可欠である。

このため、地域における支援体制作りにおいて中核的役割を担う自立支援協議会について、その設置を促進し運営の活性化を図っていく観点から、その機能の充実を図るとともに、市町村の実情に応じた設置・運営方法が可能になるように配慮しつつ、その機能も含めて制度上の位置付けを明確化すべきである。その際、自立支援協議会への精神障害者の参画を促進すべきである。

【法案(国会審議中)】

● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、地域自立支援協議会の位置付けを法律上明確化